

長 殿

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の
居書は、1冊で2つしかありません。

この居書を本籍地でない市町村役場に提出するときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

そのほかに必要なもの

調停離婚のとき	⇒調停調書の原本
審判離婚のとき	⇒審判書の原本と確定証明書
和解離婚のとき	⇒和解調書の原本
認諾離婚のとき	⇒認諾調書の原本
判決離婚のとき	⇒判決書の原本と確定証明書

証 人		(協議離婚のときだけ必要です)	
署 名 (※押印は任意)	乙 川 孝 助 印	丙 山 竹 子 印	
生 年 月 日	昭 和 10 年 4 月 1 日	昭 和 11 年 6 月 8 日	
住 所	大分県杵築市大字杵築 1 番 1 号	大分県杵築市大田石丸 445 番地	
本 籍	大分県杵築市山香町 大字野原 100 番地 2	大分県杵築市大田石丸 445 番地	

☐には、あてはまる
今後離婚の際に
に別の届書を提出
同居を始めたとき
届け出られた事項

訂正する場合、斜線で消してください。
修正液、修正テープは使用しないでください。

令和	年	月	日
午前	時	分	受領
午後			
夫	☐ 免 ☐ 除 ☐ 住 ☐ マ ☐ その他 ☐ 無 ()		
	6-2 既 ☐ 有 ☐ 無		
	通 知 ☐ 要 ☐ 不要		
妻	☐ 免 ☐ 除 ☐ 住 ☐ マ ☐ その他 ☐ 無 ()		
	6-2 既 ☐ 有 ☐ 無		
	通 知 ☐ 要 ☐ 不要		
使者	☐ 免 ☐ 除 ☐ 住 ☐ マ ☐ その他 ☐ 無 ()		
	送附 受領 年 月 日		
	確 認 通 知		

(1)	氏名	夫 （よみかた） 甲野 義太郎	妻 （よみかた） 甲野 桜子
	生年月日	昭和45年6月23日	昭和49年10月5日
	住所 (住民登録をしているところ) (よみかた)	大分県杵築市大字 杵築 377 番地1	大分県杵築市大字南杵築 272 番地1
	世帯主の氏名	甲野 義太郎	世帯主の氏名 乙野 忠治
(2)	本籍 (外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	大分県杵築市大字 杵築 377 筆頭者の氏名 甲野 義太郎	番地 無
	父母及び養父母 の氏名	夫の父 甲野 秀雄 母 松子	妻の父 乙野 忠治 母 春子
	父母との続き柄 (右記の養父母別にも 養父母がいない場合は その節述に書いてください)	続き柄 長男 続き柄 養子	続き柄 長女 続き柄 養女
(3) (4)	離婚の種別	☒ 協議離婚 ☐ 調停 ☐ 審判	☐ 和解 ☐ 請求の認諾 ☐ 判決
	婚姻前の氏に もどる者の本籍	年 月 日成立 年 月 日確定 ☒ 夫 は ☒ もとの戸籍にもどる ☐ 新しい戸籍をつくる	年 月 日成立 年 月 日認諾 年 月 日確定
(5)	未成年の子の氏	夫が親権を行う子 甲野 啓太郎	妻が親権を行う子 番地 無
(6)	同居の期間	平成 17 年 10 月 から (同居を始めたとき)	平成 24 年 8 月 まで (別居したとき)
(7)	別居する前の住所	大分県杵築市大字 杵築 377	番地 無 1 号
(9)	別居する前の世帯のおもな仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用労働者世帯で勤めの従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） ☒ 4. 3にあってはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員・世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） ☐ 5. 1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしない者のいない世帯	
(10)	夫妻の職業	夫の職業 保安職	妻の職業 サービス職
	その他		
	届出人署名 (※押印は任意)	夫 甲野 義太郎 印	妻 甲野 桜子 印

押印は任意です。
※原則不要。

※消えるボールへ

不備・不足等があれば連絡しますので、
連絡先を記載してください。

未成年の子供がいる場合、
この欄も記入してください。